

福祉公社通信

羅針盤

この通信により、広く市民の皆様に、公益財団法人として、また、全国初の行政関与型在宅サービス提供機関としての福祉公社の今をお伝えします。表題の羅針盤はご利用者の生活を包括的に支援し、その人生行路を共に歩む、昭和 55 年創業時からの福祉公社のサービス基本姿勢を表したものです。

発行日 平成 25 年 6 月 10 日【第 3 号（月刊）】

東京都武蔵野市吉祥寺北町 1-9-1

編集・発行 公益財団法人 武蔵野市福祉公社

TEL:0422-23-1165 FAX:0422-23-1164

梅雨の季節です。ひと雨ごとに紫陽花の色があざやかに目を楽しませてくれます。長雨の晴れ間に望む空は思いのほか高く明るく、そこに新しい夏が宿っているかのようです。そのように、住み慣れた自宅で憂いなく健やかに暮らし続けるために、権利擁護と成年後見は重要な制度です。

この通信をきっかけに、両制度について皆様に関心を持って頂ければ幸いです。

<紙面から>

特集：公社が実施する権利擁護事業と成年後見事業

・・・P.1～P.3

お知らせ・・・P.4

特集：公社が実施する権利擁護事業と成年後見事業（その 2）

5月号に引き続き、成年後見事業について担当者インタビューを交えご紹介します。

判断能力を補う成年後見制度

福祉サービス利用をはじめとして社会生活は、「正常な判断能力」に基づく「契約」で成り立っています。判断能力に疑問がありながらも契約した場合、ご利用者に不利益となり取引の安全にも影響します。その場合、成年後見制度を利用します。判断能力を「補充・補完する法的仕組み」が成年後見制度です。この制度は法定後見と任意後見に分かれますが、この号では法定後見について掲載します。

* 任意後見制度は判断能力保持時に公正証書で任意後見契約を締結する制度

まずご相談ください 市の成年後見推進機関は福祉公社

福祉公社は武蔵野市から成年後見推進機関として位置付けられ、総合相談をはじめ様々なサービスを提供しています。成年後見に関するご相談を受けた場合は、問題となっている生活課題が成年後見制度で解決可能か、それとも権利擁護事業などの他の制度で対応できるかの確に精査します。

成年後見制度を利用する場合は、同制度の仕組みや成年後見人の責務である身上配慮と財産管理をご説明します。また家庭裁判所への申立書類の提供や書類の具体的記載を含む作成等手続に係る一切を援助します。

成年後見が開始してからも成年後見人からご相談を受け、支援を継続します。これらの基礎にあるのが、福祉公社が昭和 56 年以来継続してきた在宅福祉サービスによる総合的なご利用者支援のノウハウです。

法人後見は福祉公社に

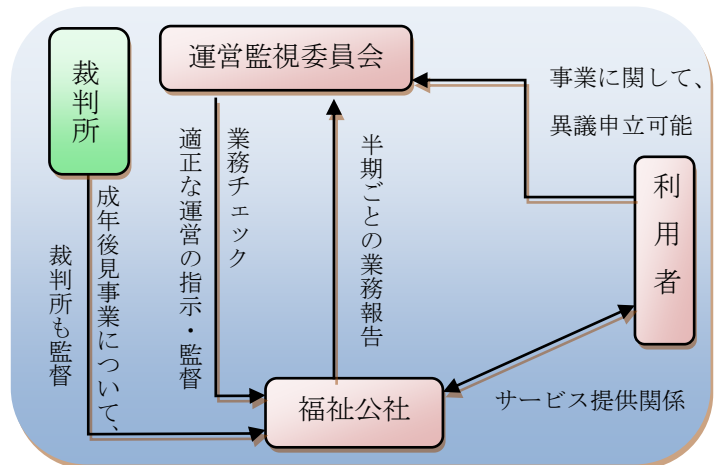
成年後見制度では、人間（自然人）と共に法人も成年後見人として認められました。福祉公社は「法人」として成年後見人（補助人、保佐人、後見監督人）に就任しています。その利点は安定的、継続的に後見事務が可能な点です。法人は病気にならず怪我もしません。親の成年後見人に就任していた子供が体調を崩し、その事務に耐えられなくなった事例を昨今良く耳にします。また、年齢の若い知的障害の方の成年後見は、相当長期の後見事務が予想されます。親が年を取り後見事務が困難になる場合もあります。親と福祉公社の共同後見でこの問題にんでいます。

信頼される業務執行の手立て

成年後見に関する不祥事が報道されていますが、福祉公社には運営監視委員会が設置されています。第三者である運営監視委員5人が年二回、権利擁護と成年後見両事業の監視をし、事業水準、透明性、公平性等を確保しています。特に財産管理面では、税理士委員や司法書士委員が金銭出納を全件調査します。また成年後見の第一人者である中山二基子弁護士を特別顧問として、毎月第二火曜日の午後に事例検討会を実施しスタッフの能力向上を図っています。中山弁護士による市民相談も実施しています。これにより複雑多課題の案件にも最善の対応が出来るようになっていきます。

本人に寄り添う福祉公社後見

成年後見人は法律行為の代理を主として本人を支援しますが、福祉公社の成年後見は在宅福祉サービスを基礎としていますので、本人の日々の生活、入院や入所、緊急対応等において「顔の見える後見、本人に寄り添う後見」を第一としています。また、市内の福祉実情に通じ、福祉サービス提供機関相互間に、緊密な連携があることもサービス提供の基盤となっています。



法定後見3類型の比較

		補助	保佐	後見
対象者像		判断能力(事理弁識能力)が不十分	判断能力(事理弁識能力)が著しく不十分	判断能力(事理弁識能力)が全くない状態
医療鑑定の要否		不要	要	要 (裁判所の判断で例外あり)
申立人		本人 配偶者 4親等以内の親族 市区町村長 等	本人 配偶者 4親等以内の親族 市区町村長 等	(本人←特殊な場合) 配偶者 4親等以内の親族 市区町村長 等
申立に関する本人の同意		必要	不要	不要
同意権 (取消権)	範囲	申立の範囲内で 家庭裁判所が定める 法律行為	・民法13条1項各号 に定める法律行為 ・裁判所が定める法律行為	原則としてすべて財産法上の 法律行為は取消の対象となる
	(日常生活に関する法律行為を除く)			
本人の同意		必要	不要	不要
代理権	範囲	特定の法律行為 (申立の範囲内)	特定の法律行為 (申立の範囲内)	財産法上のすべての法律行為
	本人の同意	必要	必要	不要
選挙権		ある	ある	ない → ある(平成25年改正)
遺言能力		ある	ある	民法973条の要件を 満たす必要がある



左：荒井 好美^{あらい よしみ}＝在宅サービス課長
公社創設時から活躍する公社歴30余年の敏腕課長。

中央：藤原 祥央^{ふじわら きちお}＝在宅サービス課後見係
公社8年目、期待のソーシャルワーカー。

右：小芝 淑恵^{こしば よしえ}＝高齢者総合センターデイサービス
看護師と記者の顔を持つ公社2年目の新米職員。

小芝： では次に成年後見について伺います。公社が初めて後見人に就任したのはいつですか。

荒井： 平成13年です。在宅福祉サービスのご利用者で、ご親族の助力が一切得られず、在宅サービスや権利擁護事業ではこれ以上の本人保護が困難となった事案がありました。公社は手段を尽くして最後の最後までご利用者をフォローしますので、それで法人後見に乗り出したのが最初です。

小芝： それ以来の実績は、どのようなものですか。

藤原： 今年の4月30日の統計ですが、成年後見41名、保佐4名、補助1名、成年後見監督4名です。法人後見を始めてからは累計で82名です。都内で有数の実績です。

小芝： 後見監督とは聞きなれない言葉ですが。

藤原： これは成年後見人の監督事務を行うことです。市民後見人が選任された場合など、裁判所の判断で就任します。市民後見人は、社会貢献の志のある一定の研修を受けた方々です。ご本人は施設利用などで、比較的安定して生活している事例が多いです。

小芝： 印象深い事案はありますか。

荒井： 武蔵野的な事案があります。市内には、今、分譲マンションが林立していますし、まちを歩くと、あちこちで大規模なマンションが建設中です。昭和30年、40年代に建設されたマンションが建替えられる時期に来ています。総会で建替え決議がなされても、認知症のためにそれ以降の事務が出来ない高齢市民がいます。介護を必要とする状況で、果たして建替え後のマンションに住み続けることが本人にとって幸せなのかどうか、考えさせられる場合もあります。困った開発事業者が在宅介護支援センターに相談に行き、支援センターから公社に連絡があり、成年後見申立、法人後見人就任と言うルートで本人を保護支援する事例が複数ありました。市長申立した事例もあります。今後も増えてくると思います。市長申立の場合、原則として公社が後見人候補者になります。

藤原： 今まで自力で出来たことが出来なくなり、それが積み重なって生活が進退きわまる状況になり、在宅サービスや権利擁護を飛び越えて成年後見に結びつく事例が増えています。尊厳ある自分らしい生き方のためには、老いじたくとして自分の生活や人生に向き合い点検する重要性を感じます。

小芝： なるほど、老いじたくと権利擁護事業、成年後見は密接につながっているのですね。公社を利用すると、ライフステージの様々な段階で適切な制度に結びつくことが出来るということですね。

成年後見制度を利用するには費用がかかるのですか。

荒井： 申立て時の費用が印紙代などで約1万円、それに医療鑑定費用、後見が開始して親族以外の第三者が後見人に就任した場合、後見人への報酬がかかります。報酬額は裁判所が事案を精査し、後見事務の状況やご本人の財産状況などを総合的に勘案して決定します。公社としては公益財団法人として、報酬額よりも市民の後見ニーズに応えることが第一です。生活保護の方の後見人にもなっていますし。

小芝： 今後、この成年後見事業を通して、どのように市民の皆さんのお役に立ちたいと考えていますか。

荒井： 市民生活の最後の砦として福祉公社はあると考えています。最後の引受け者です。前の課長は「公社は市民の護民官」と大げさに言っていましたが、理念は同じです。

藤原： 長年積み上げてきたノウハウを駆使して、権利擁護事業と共に、法人後見の専門職集団として、市民の皆様のお役に立ちたいと思います。少子高齢無縁社会が進行しています。困難で複雑な事案こそ、どんと来いと言う感じです。ご相談、ご連絡は、23-1165（にいさんいろいろご）までお願いします。

小芝： たのもしいご発言ですね。本日は有難うございました。

福祉公社からのお知らせ

老いじたく講座 「相続・遺言について」

日 時：6月24日（月）
場 所：市民会館 第二学習室（境2-3-7）
時 間：午後1時30分～3時まで
申 込：福祉公社後見係（TEL23-1165）

家族介護教室「みどりの輪」

「家族でできる楽な“快護”」教室

介護付き有料老人ホーム・コートローレル山本かの子副施設長を講師に招き、家族でもできる介護技術を学びます。例：床に倒れた要介護者を起き上がらせる方法等

期 日：6月26日（水）
時 間：午後1時30分～午後3時
場 所：高齢者総合センター 参加費：無料
対 象：家族介護をしている、または将来家族介護を行う予定のある方。
定 員：20名
申 込：在宅介護支援センター（TEL51-1974）

高齢者総合センター・社会活動センター 「浪曲と演歌を楽しむ会」

期 日：6月27日（木）
時 間：午後1時30分～3時30分まで
場 所：高齢者総合センター
出 演：東家浦太郎（浪曲師）一門
対 象：市内在住で60才以上の方 参加費：無料
申 込：当日直接会場へ。問合せ：同センター（TEL51-1975）

高齢者総合センター・デイサービスセンター 「手打ちうどんの会」親子参加者募集

デイサービスのご利用者と一緒にうどんを手作りして食べませんか。心あたたまる世代間交流をしましょう。
期 日：6月21日（金）
時 間：午前10時～午後1時
場 所：高齢者総合センター2階デイサービスセンター
持ち物：エプロン・三角巾・上履き
費用・食事代：700円（未就学児無料）
申込・問合せ：高齢者総合センターデイサービス（TEL51-2933）新谷（アラヤ）まで。

高齢者総合センター・デイサービスセンター 「七夕笹飾り」親子参加者募集

デイサービスのご利用者と一緒に笹飾りを作り、伝統の季節行事を楽しみましょう。織姫・彦星にお子様の健やかな成長の願いをこめて。
期 日：7月1日（月） 時 間：午後1時～午後3時
場 所：高齢者総合センター2階デイサービスセンター
費 用：無料
持ち物：軍手、上履き、汚れても良い服装で。
申込・問合せ：高齢者総合センターデイサービス（TEL51-2933）新谷（アラヤ）まで

次号は平成25年7月10日発行予定です。



福祉公社ホームページ

URL <http://www.fukushikosha.jp/>

武蔵野市福祉公社・ホームヘルプセンター武蔵野

東京都武蔵野市吉祥寺北町1-9-1
TEL0422-23-1165（総務課、在宅サービス課）
TEL0422-23-2611（ホームヘルプセンター武蔵野）

武蔵野市立高齢者総合センター

東京都武蔵野市緑町2-4-1
TEL0422-51-1975（管理・社会活動センター）
TEL0422-51-1974（在宅介護支援・補助器具センター）
TEL0422-51-2933（デイサービスセンター）

武蔵野市立北町高齢者センター

東京都武蔵野市吉祥寺北町4-1-16
TEL0422-54-5300
業務時間 8:30～17:15（全て共通）